2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

- 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。
 - (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。
- 【回答】 本村の保険税率は、応能応益割合は、ほぼ5対5になっています。均等割の軽減割合を6割・4割軽減から7割・5割・2割へ拡大したことにより、低所得者に配慮しています。
- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。
- 【回答】 子どもの保険税均等割負担の廃止については、現状では難しいと考えます。子育て世帯への軽減措置については、多子世帯への軽減を現在検討しています。
- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。
- 【回答】 本村は、ここ数年法定外の繰り入れはしていません。保険税を引き下げるため の繰り入れや、基金の取り崩しは考えていません。
- (2) 国保税の減免(国保法 77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納 世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

- ① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。
- 【回答】 生活保護基準を目安にした減免基準は現在ありませんが、他の自治体の例を参 考に検討したいと思います。
- ② 災害時の減免基準を拡充してください。
- 【回答】 平成31年4月から、全焼(壊)10分の10、半焼(壊)10分の7、床上 浸水10分の5の減免基準を定めました。
- (3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

- 【回答】 生活保護基準を目安にした減免基準は現在ありませんが、他の自治体の例を参 考に検討したいと思います。
- ② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 簡便な申請書になっていると思います。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。
- 【回答】 国保税の滞納者に対しては、今後も納税相談や訪問による面談において、住民 に寄り添った対応を心掛けてまいります。
- ② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。 【回答】 納税能力がありながら連絡が付かず応答がない場合には、やむを得ず差し押さ えを行うことがありますが、差し押さえに際しては最低生活費を考慮しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。
- 【回答】 滞納者に対しては、納税相談や訪問による面談により、状況に応じて短期の保 険証を発行しています。
- ② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】 窓口留置は行なっていません

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 資格証明書の発行は行なっていません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことからも住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

 (1) 委員を公募制にしてください。

- 【回答】 当村の国保運営協議会の委員は9名で構成されており、内被保険者の代表として3名の方に委員をお願いしています。選任方法については、地域や年齢のバランス等を勘案し村長が委嘱しています。地域の実情がありますので、公募については現時点では考えていません。
- ② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。
- 【回答】 当村には、ご意見箱が役場玄関に設置されていて、随時行政に対するご意見を 受け付けています。国保に関する公聴会の開催については、現時点では考えてい ません。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。
- 【回答】 本村は、平成27年度から特定健診の本人負担を無料にしています。
- ② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。
- 【回答】 健診は、7月末の日曜日を含む3日間、保健センターにて集団健診を実施し、6月から12月に比企医師会医療機関で個別健診を受診できるようにしています。7月の集団健診では、各種がん検診や、胃がんリスク検診も同時に無料で受診できるようにしています。
- ③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。
- 【回答】 現在、保健センターに 2 人、地域包括支援センターに 1 人の保健師が常駐していますが、保健師の増員は財政的にも難しい状況です。運動教室には運動指導士をお願いし指導に当たってもらっています。また、ボランティアの養成にも力を入れ、地域の集会所等で簡単にできる健康体操をボランティアが中心となって実施する取り組みが、村内に広まっています。
- ④ 個人情報の管理に留意してください。
- **【回答】** 個人情報については今までも細心の注意を払い管理してきましたが、今後も引き続き留意してまいります。

2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためら うことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

- (1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。
- 【回答】 資格証明書の発行は現在していません。短期保険証については滞納者と相談・ 訪問等を行ない、慎重に対応しています。

- (2) 健康長寿事業を拡充してください。
- 【回答】 保健センターで実施している運動教室に、元気な後期高齢者も参加できるよう にしています。また、地域の集会所等で簡単にできる健康体操をボランティアが 中心となって実施する取り組みが、村内に広まっています。
- (3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。
- 【回答】 特定健診、ガン検診については、平成27年度から後期高齢者の方も無料で受診いただいています。人間ドックについては、平成30年度から国民健康保険同様に1人12,000円の補助を実施しています。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

- 1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。
- (1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

- 【回答】 平成30年度決算額は見込額を超えていますが、不足が生じた場合は補正予算で対応し、必要なサービスは維持しています。
- (2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。 地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのように おこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、 今後の推移も教えてください。
 - 【回答】 介護予防事業は、主に介護保険サービスを利用していない方を対象に、直営で 実施しています。A類型・B類型の実施はありません。サービスの担い手として は、介護予防や生活支援を目的としたボランティアを養成し、現在54人登録が あり、集会所での介護予防体操や見守り活動を実施しています。
- 2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。
 - (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
 - **【回答】** 訪問、通所のいずれにおいても、現行相当サービスを実施しており、利用者は 専門家による支援を受けることができています。
 - (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの要望書 4

有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障してください。

【回答】 本村では総合事業の単価につきましては国が定める額と同額の単価で対応しております。今後も同様に対応して行く予定です。

- 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。
 - (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいわれていますが、高齢者の身体機能向上に重点 化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

- 【回答】 生活支援ボランティア「東秩父お守り隊」を養成し、在宅生活が継続できるよう、公的サービスでは対応できない日常のちょっとした困りごと(ゴミ出し、買い物支援、声かけ支援等)のお手伝いを行っています。
- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

- 【回答】 毎月実施している「わしのカフェ(認知症カフェ)」に参加勧誘を行い、事前 連絡することで認知症サポート医(カフェ協力事業所)に参加してもらい、カフェでの参加の様子からアドバイスをもらう仕組みにしています。また、個別での 相談も対応できるようにしており、わしのカフェに参加することで、認知症予防、本人、家族の相談、支援方法などが一体化できるよう工夫しています。
- (3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。 定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なこ とを教えてください。

【回答】 課題は、対応してくれる事業所がないことです。課題克服に向けて、今後検討してまいります。

- 4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。
 - (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 独自の補助制度については現在ありませんが、今後検討してまいります。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習 要望書 5

制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】 平成31年4月に開所した特別養護老人ホームでは、技能実習制度は活用していないようですが、今後、令和4年度以降に整備予定の小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護(グループホーム)では、慎重に対応したいと考えています。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】 ハラスメント防止策については現在ありませんが、今後検討してまいります。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 廃校となった小学校跡地に、特別養護老人ホーム「つきがわ」が平成31年4月にオープンしました。今後は、令和4年度以降に、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備が、特別養護老人ホームの隣接地に計画されています。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 低所得者でも入所できるよう、機会を見つけ国に要望していきたいと思います。

(3) 要介護 1.2 の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 要介護 1·2 の方で特例入所を希望する場合には、特例入所対象者に該当するかを確認し、入所希望施設と協議します。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018 年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。 要望書 6 【回答】 650,000 円で一般介護予防事業費に充当しました。

- (2) 2019 年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。 【回答】 460,000 円を見込んでおり、一般介護予防事業費に充当する予定です。
- (3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 高齢者や家族への負担を強いることのないよう、ケアマネージャーなどの関係 者の意見も十分聞いて慎重に対応していきたいと考えています。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 本村の第1号被保険者の介護保険料は、第7期(平成30年度~令和2年度) においても県内最高額となっています。

村の現状としては、生産年齢人口に対し1号被保険者数が8割以上となっており、現行の制度で介護保険料を引き下げることは非常に難しい状況ですが、介護予防事業に早期に取り組めるよう、普及啓発を積極的に実施し参加プログラム等を充実させ、適切なサービスが利用でき介護保険料が下げられるよう努力してまいります。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 国の低所得者保険料軽減措置は今年度から拡充されましたが、独自の保険料減免制度については、本村の財政状況では難しいと考えます。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 保険料の滞納者への制裁は、原則行っていません。相談や訪問による面談において、説得を基本として送付をお願いしています。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 『一人ひとりの「元気」を高める共生の村』を基本理念に掲げ、「健康寿命の延伸」、「介護予防事業等の参加率の向上」、「介護保険サービス提供体制の充要望書 7

実」を基本目標に、各事業に取り組んでいます。給付総額は増加しています。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料 負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな 対応のできる減免制度としてください。

【回答】 低所得者に対して、介護サービス利用料の一部を村単独で助成し、負担軽減を 図っています。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。 虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 本村では高齢者虐待の相談はありません。地元民生委員を始め、見守り体制が整っていることが理由として挙げられます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

- (1) 進捗状況を教えてください。
 - 【回答】 比企地域自立支援協議会で自治体ごとの地域課題を検討し、本村にとってどのような拠点整備を行う必要があるのか検討しています。
- (2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。 【回答】 広域整備も視野に入れ、近隣市町とも検討をしていきます。
- (3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。 【回答】 入所ニーズの把握に努めるとともに、本村の規模や地域課題を考慮し拠点の内容を検討していきます。
- (4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 住民ニーズや地域課題を反映した整備を行うことを検討していきます。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて(国の方針)

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受要望書 8

入れ・対応・専門性、地域の体制づくり)を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。 平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - ○GH 併設型
 - ○単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。
 - 【回答】 村住民福祉課、保健衛生課、社会福祉協議会合同の地域ケア会議を毎月開催し、 障害者の情報共有を図っています。また、民生委員等の活動を通じ、住民の困り ごとを把握しグループホーム等の入所希望についても把握に努めています。
- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。
 - 【回答】 現在、計画整備は未定となっています。また村内に障害者支援の関連施設もないため、ニーズの把握ができた場合は近隣の自治体でサービスを受けることができるよう、比企地域自立支援協議会等を通じて近隣自治体のサービス利用に結び付けるよう連携を深めていきたいと思います。
 - (3) 点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。
 - 【回答】 自治会や民生委員活動等の協力により、対象世帯の実態把握に努めるとともに、 緊急時にも職員が対応する体制を整えています。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる ことが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。
 - **【回答】** 所得制限は導入していますが、現在該当者はございません。一部負担金等については徴収してません。
- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。
 - 【回答】 現在、村では償還払いで実施しており、現物給付については、近隣の市町の状 要望書 9

況把握等広域的に検討していきます。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。 【回答】 近隣自治体の動向を確認しながら検討していきます。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充 してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】 障害者生活サポート事業については導入済みです。

(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 現在月20時間を上限に実施していますが、平成30年度は支給決定している 者は2名で利用はありませんでしたので時間等を拡充する予定はありません。

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 東秩父村障害者生活サポート事業は本人負担額を1時間300円とし、埼玉県 内でも低い額に設定し、利用者の負担軽減をはかっています。

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 近隣市町と調整して検討を行っていきます。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 現在本村では3 障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて 利用できます。また所得制限や年齢制限なども導入していません。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 近隣市町と調整して検討を行っていきます。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えて 要望書 10 ください。

- **【回答】** 民生委員等を通じて支援が必要な人については家族がいても名簿に加えるようにしています。
- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。 【回答】 現在、東秩父村保健センターが定員30名の福祉避難所となっていますが、本村は中山間地域のため、土砂災害等の災害の規模により福祉避難所まで避難せず、地域の避難所等にとどまったほうが良い場合もありますので、一次避難所の避難者から必要な方を適切に福祉避難所に移送する方法をとりたいと考えております。
- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。 【回答】 地域防災計画に基づき、災害発生時には救援物資が必要な方に届くように災害 配備態勢を整えています。
- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。 【回答】 個人情報保護の観点から慎重に検討していきます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。
 - (1) 待機児童の実態を教えてください。
 - ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 現在本村では待機児童は発生していません。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 保育所の定員の弾力化は行っておりません。

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。
 - ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。
 - 【回答】 現在村には公立の認可保育所が1カ所ありますが、利用定員60名に対し入所 児童は34名であり待機児童が発生していないことから認可保育所の増設につい ては困難であり、この1園ある公立認可保育所を維持することで量の確保が可 能であると考えております。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。
 - 【回答】 管内の保育施設は公立認可保育園が1園のみとなっていますので、育成支援 児童の受け入れについては、該当児童が入所する際には職員体制の充実を図っ ていきたいと考えております。
- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 現在、管内には認可外保育施設はありません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、 自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 平成30年から臨時職員の待遇改善のため、日給制から月給制の非常勤職員 へ移行し賃金面での待遇改善を行い担任等の受け持ちをしていただくことで、 他職員の休暇取得へ結びつけるとともに離職防止に努めています。令和元年度 に1名の保育士を新規採用し、保育体制の充実を図っています。来年度もさら なる職員体制の充実のために保育士の採用を行う予定です。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の 負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることになります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。
 - 【回答】 本村では 0 歳児から 2 歳児の保育料については、従来から国基準の 50%軽減を行い負担の軽減を図っています。また、給食食材費につきまして、管内の城山保育園は、現在全年齢において主食、副食の提供を行い実費徴収は行っておりません。本年 10 月以降につきましても、子育て支援の充実の観点から管内保育施設の給食費につきましては主食、副食とも提供し無償化していきたいと考えております。
- 4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、 そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保 育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設け て厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 現在管内には認可外保育施設はありません。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】 現在、管内の保育施設は公立認可保育園が1園のみとなっていますが、待機児童が発生していませんので、育児休業取得による上の子の退園措置等は行っておりません。また保育園の統廃合、民間委託化等も予定されておりません。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40人以下」「児童1人当たり1.65 ㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 管内の学童保育施設につきましては、定員40名の施設が1施設のみとなっており、入所人数が19名のため、支援単位の分離・分割等の措置は考えておりません。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町(63市町村中59%)、「キャリアアップ事業」で23市町(同37%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 管内の学童保育施設につきましては、公立の施設のみとなっておりますので、 両事業の実施は考えておりません。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】 近隣市町と調整し検討していきます。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

(1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】 村では平成28年度から入院通院とも18歳年度末まで拡大しました。今後も継続していく予定です。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】 県の助成制度につきましては、近隣市町の状況を確認し国や県に要請を行うことを検討していきます。

5. 住民の最低生活を保障するために

- 1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。
 - (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。
 - 【回答】 埼玉県西部福祉事務所が作成した、保護のしおりを役場の窓口に置き、制度を 周知しています。また保護のしおりの内容として基準額等は明記されていません が、県が新規にしおりを作成する際には明記していただくよう要請していきます。
 - (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。
 - 【回答】 民生委員等の協力により地域の生活困窮者の把握に努めるとともに、個別のケースごと、どのような支援が必要なのか検討しています。埼玉県西部福祉事務所やアスポート相談支援センター埼玉西部と連携して、生活保護受給の必要性がある場合については、生活保護の申請について住民誰もが無条件に申請できることを説明し受給に結び付けていきたいと考えています。
- 2、 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒 否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

- 【回答】 生活保護の申請があった場合は直ちに受理し、受理後調査を行い速やかに埼玉県西部福祉事務所に進達しています。
- 3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやす 要望書 14

い書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみの印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 埼玉県様式のため様式の簡素化は困難ですが、保護受給者がわからないことが あれば懇切丁寧な説明をしていきます。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧 な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増しています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】 埼玉県西部福祉事務所のケースワーカーを少なくとの厚生労働省が示す標準 数まで増やすよう要望していきます。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないように してください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】 現在対象世帯はありませんが、該当する世帯が分かった場合には説明を徹底します。

6、 自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】 近隣市町と調整して県に要望することを検討していきます。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】 毎年、生活困窮者自立支援に関係する役場内各部署を一同に集めて連絡会議を 開催しています。生活困窮者自立支援法について理解を深めるとともに、日頃か らの情報連携を図ることの意識付けを徹底しています。生活困窮者からの相談に 対しては、生活保護の利用が必要と思われる世帯には生活保護の申請について説 明を行っています。